

魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、自治会、地域活動団体及び地域振興会並びに魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等であって、魚津市内に本拠を置くものとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市民が主役となったまちづくりを進めるため、魚津市と協働して団体が事業を実施する魚津市「ともにつくるまち」促進事業（以下「促進事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる促進事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 課題解決型事業（地域の課題解決につながる事業）
- (2) 地域活性化型事業（地域の活性化につながる事業）
- (3) 連携型事業（提案団体が、他の団体、地域振興会、企業等と協働し、それぞれの特徴を活かして地域課題の解決や、地域の活性化を図る事業）

(実施期間)

第5条 促進事業は、各年度内に行う事業を対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の補助率及び限度額)

第7条 補助金の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

事業	補助率	限度額
課題解決型事業	2分の1	30万円
地域活性化型事業	2分の1	30万円
連携型事業	3分の2	30万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第8条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 5人以上の構成員で組織される団体で、その過半数が魚津市に住民登録されているものであること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っている団体であること。
- (4) 1年以上継続して活動している団体であること。
- (5) 事業の成果報告ができる団体であること。
- (6) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 団体又は団体の代表者が、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

（提案の手続き）

第9条 促進事業の提案を行う団体は、魚津市「ともにつくるまち」促進事業提案書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第4号）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

（調査、審査及び選考）

第10条 市長は、前条の規定により提案のあった促進事業について、提案関係書類を調査し、関係課の意見を付して魚津市参画と協働のまちづくり推進会議（魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱（平成31年魚津市告示第2号）第2条の規定により設置された魚津市参画と協働のまちづくり推進会議をいう。）の代表者及び魚津市職員で構成する選考委員会に提出するものとする。

2 選考委員会は、事業提案をした団体による促進事業内容についての説明を受け、提出書類及び説明の内容を評価し、促進事業に採択する候補を選定するものとする。ただし、多数の提案があった場合は、事前の選考委員会で書類審査による審査及び選考を実施した上で、選考会を行うものとする。

る。

3 選考委員会は、審査及び選定の結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(促進事業の選考基準)

第11条 提案のあった促進事業の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 応募資格の要件を満たしていること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 提案内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと。
- (4) 国、県及び魚津市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。
- (6) 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- (7) 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。
- (8) 協働の役割分担が明確で、提案団体が実施することによって、効果的で質の高いサービスが提供できる事業であること。
- (9) 先駆的で新しい視点からの事業であること、又は既存事業の拡充が図られ、地域での活動の広がりが期待できる事業であること。
- (10) 公益的又は社会貢献的な事業であって、事業提案した団体と魚津市が協働して取り組むことによって地域課題の解決又は市民サービスの実現が図られると期待できること。
- (11) 実施体制が十分に事業を確実に実施できること。
- (12) 経費の積算等が適正であること。

(決定及び通知)

第12条 市長は、候補に選定された促進事業の採択の可否を決定し、その結果を提案した団体に魚津市「ともにつくるまち」促進事業選考結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金交付申請)

第13条 採択された事業を実施する団体(以下「事業実施団体」という。)は、魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金交付申請書(様式第7号)により補助金の交付申請を行うものとする。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第8号)により、事業実施団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知の後、事業実施団体から提出される魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金概算払請求書(様式第9号)に基づ

き、補助金を交付するものとする。

3 事業実施団体は、補助事業の完了後速やかに補助金の精算をしなければならない。

(実績報告)

第15条 事業実施団体は、補助事業が完了した時は、完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年の会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書(様式第11号)

(2) 事業収支決算書(様式第12号)

(3) 促進事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、促進事業の実績報告書の参考となる書類

(額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めたときは、補助金額を確定し、魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金額確定通知書(様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業概要の公表)

第17条 市長は、第9条の規定により提案のあった促進事業について、当該事業の概要を公表するものとする。

2 市長は、採択された事業について、事業実施団体の名称、当該事業の概要、成果等について公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。